

## 農産品の競争力強化に向けて

### － 植物新品種の保護のための令和2年種苗法改正法案の解説 －

弁護士知財ネット<sup>1</sup> 農水法務支援チーム

座長 弁護士 松本 好史

チーム事務局長 弁護士 外村 玲子

#### 〔要旨〕

- 種苗法改正法案は、海外への優良品種の種苗流出という現状に対処し、わが国の農林業の一層の競争力強化を図るための種苗法のバージョンアップである。育成者権者が意図しない輸出等に対する流通コントロールや育成者権の権利範囲が明確化されることとなり、権利行使がより実効的になるとともに、侵害かどうかの見通しが立てやすくなり、無用の侵害紛争を回避することにもなる。
- 品種登録制度は、従来品種にはない新しい植物品種（知的財産）を開発し、見出した者に対する開発投資等を回収するための法的仕組みであって、伝統野菜や品種登録されていない、あるいは既に育成者権の存続期間が満了等している定番品種等のいわゆる一般品種の利用や栽培を制限するものではない。
- 種苗法改正法案における自家増殖（自家採種）の制限は、「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV条約）の規定とより整合的であり、わが国の種苗法（品種登録制度）が、わが国の農産品の海外マーケットでもあるアジア諸国においても範とされるものであれば、結果的にわが国の植物新品種（農産品）が諸外国でも保護されやすくなる。
- 種苗法（品種登録制度）は、農林業の知的財産を巡る権利調整の法律であって、農業政策を規定する政策法とは目的の異なる法律である。平成30年に廃止された主要農作物種子法は、主要農作物の種子の開発や供給に国や都道府県の関与を許容しないというのではなく、地方の自主的な取組にゆだねた方が望ましいという政策決定であり、農林業における種苗の知的財産の創造、保護及び活用を推進するための種苗法とは関係しない。
- 植物新品種という知的財産の創造にインセンティブを与えて、これを保護し、活用して国内での農産品等のビジネス展開を図る法的インフラを整備する点において、種苗法改正法案は有意義である。

1 わが国に知的財産高等裁判所が設置された平成17年4月に、日本弁護士連合会（日弁連）の知的財産分野の活動を一層充実させるため創設された知的財産法分野を取り扱う弁護士を中心とした専門家の任意団体であり（理事長・弁護士末吉互）、国内外1000名以上の会員を擁します。知的財産分野の専門委員会である日弁連知的財産センターが日弁連の戦略推進本部的機能を担うとした場合、それを機動的、広域的、迅速に展開する実動部隊が弁護士知財ネットであるというイメージです。近年では、農水法務支援チーム等の専門チームを編成して、農林水産分野の持続的発展に法律家の立場から寄与すべく、法律相談対応、テキスト発行、シンポジウムの開催等の活動を積極的に展開しており、また最高裁、知財高裁、法務省、特許庁、日弁連と共に、国際知財司法シンポジウムなどを共催するなどして、わが国の知財司法の国際的なプレゼンスの向上に向けた活動も展開しています。

## 1 種苗法改正法案の国会提出

国難ともいえる新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策が最優先課題となっていた令和2年通常国会（第201回国会〔常会〕、以下「今国会」といいます。）は、当初から今夏に開催される予定であった東京オリンピック・パラリンピック2020や東京都知事選挙等の日程に鑑み、令和2年6月17日の会期末で延長されることなく閉会されることが企図されていたようですが、上記感染症対策で会期末に第二次補正予算が審議されるなど、予算審議の関係でタイトな国会でした。

種苗法改正法案（議案名〔種苗法の一部を改正する法律案〕）は、令和2年3月3日に政府提出法案として今国会に提出され、同年6月16日に衆議院に付託されました。

今国会は、いわゆる3密回避の観点から通常とは異なる対応を余儀なくされたという意味で、憲政史上でも例をみないイレギュラーな国会になりました。衆議院や参議院の本会議はもとより、各種委員会や会合の開催及び審議も、出席者を制限したり、座席配置を工夫したりしながら執り行われました。

そのような状況において、攻めの農林水産業を標榜するわが国にとっては有意義な法整備である種苗法改正法案は、秋の臨時国会へ先送り（継続審議）となりました。この種苗法改正法案は、後述のとおり、わが国の農林事業の知的財産の創造、保護及び活用（知的財産基本法参照）を図り、農産物を戦略的に海外に展開するために意味のある法整備ですから、熟議のうえ、速やかな成立が望まれるものです。

## 2 農林水産分野の競争力強化のための種苗法改正の必要性

- (1) わが国の農産物は、ぶどうの「シャインマスカット」やいちご等にみられるように、その品質（食味や食感はもとより、日持ちや生産性等も含まれます。）の高さから、国内市場のみならず、アジア等の海外市場においても人気があり、高値で取引される場所となっています。

残念ながら、わが国は、いわゆる少子・高齢化現象により、国内市場は縮小傾向にあるといわざるを得ませんが、アジア諸国は経済発展も著しく、高品質の食品（農産物）への需要は力強いものがあります。令和元年の農産物の輸出総額が、1兆円にも達するかというほどの目覚ましい伸びを示していることがその証左といえます。

- (2) しかしながら、市場性のある農産物（品種）は、その性質上、種苗の海外持ち出しや海外での育成・生産及び市場展開は比較的容易であり、そのような事象は、報道等を見る限り、現実問題として少なからず発生しているようです。その点において、わが国の農業関係者は、海外市場を喪失していることとなり、適正に種苗管理ができていた状態と対比した場合には、多額の損失（何百億円といったレベルでは済まないでしょう。）を被っていると評価できます。

そしてまた、日本の開発品種が海外で生産され、それがまた当該国の市場に出されるにとどまらず、当該国産の品種として近隣諸国（第三国）へ安価に海外展開をされることとなれば、第三国での市場においても、本家本元のわが国からの輸出農産物と市場競争を余儀なくされることとなり、競争相手国が、価格競争力で優位に立つ国であれば、わが国の輸出産物は第三国の市場で駆逐されてしまうということもあり得るので、被害はさらに甚大ということになります。

海外に流出する種苗（植物新品種）は、生産者や流通業者において多額の利益を生むものが狙われるのは容易に想像がつくことです。これが、開発されてから何十年も前から既に定番と